

川崎市健康増進計及び食育推進計画の一体的策定業務委託業者選定審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について（平成12年3月31日厚生省発健医第115号厚生事務次官通知）及び健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第18条第1項に基づく、次期健康増進計画及び食育推進計画の策定業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により公正かつ適正に審査し、当該業務を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託業者を選定するため、健康福祉局に川崎市健康増進計画及び食育推進計画の一体的策定業務委託業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

| 委 員 | 所 掌 事 務 |
|--|--------------------|
| 健康福祉局保健医療政策部担当部長（保健政策・保健所長） 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長 健康福祉局保健医療政策部歯科保健施策担当課長 健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当課長 市民文化局市民スポーツ室企画調整担当課長 こども未来局子ども支援部こども保健福祉課長 教育委員会健康給食推進室食育推進担当課長 | 委託業者の選定に関する こと。 |

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局保健医療政策部担当部長（保健政策・保健所長）をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(対象の選定及び選定基準)

第6条 委員会は、健康福祉局業者指名選定委員会において選定された業者によるプレゼンテーションの結果、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる業者を選定する。

- 2 委員会は、別に定める評価基準により評価を行い、事業者を選定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健医療政策部健康増進担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、当該業務の委託契約締結日をもって廃止する。